

■ 潮来市国民健康保険(～74歳)加入者の皆様へ ■

国民健康保険被保険者証が8月1日から切替になります！

8月1日からの保険証は、7月下旬までに郵送する予定です。

(保険証の有効期限は、令和2年8月1日～令和3年7月31日です)

▶ 70歳～74歳の方

「被保険者証」と「高齢受給者証」を一体化し、一部負担金の割合を記載した「被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。

▶ 「国民健康保険被保険者証」の更新について

○就職して新しい健康保険証の交付を受けた方は手続きが必要です

社会保険等に参加した方は、国保を喪失する手続きが必要となりますので、国保保険証と新しい健康保険証の両方を市民課窓口(2番)にお持ちください。

○転出している学生の方は、手続きが必要です

就学などによる転出後も引き続き潮来市の国保を使用する場合には、在学証明書、認印及び運転免許証等身分証明書を持参の上、学生保険証の交付手続きをお願いします。(毎年手続きが必要です。)

※世帯主の方がお越しになれない場合は委任状が必要となります。

茨城県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	有効期限 令和 年 月 日 記号 番号
氏 名	〇〇 年 月 日 性別
生 年 月 日	〇〇 年 月 日 負担割合 割 ←
適用開始年月日	
世帯主氏名	茨城県潮来市〇〇
住 所	見本
高齢受給者証発効期日	令和 年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日
交付者の名称及び印	潮来市
保険者番号	茨城県潮来市辻626 080531

70歳～74歳以下の被保険者に対しては、「兼高齢受給者証」、「高齢受給者証発効期日」及び「負担割合」が表記されます。

「負担割合」に割合を記載

{ ・ 2割
・ 3割

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線111・129

